

議案第 2 号

石岡市手数料条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市手数料条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 1 月 30 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

戸籍法及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、戸籍証明書等の広域交付等に関する事務の手数を定めるとともに所要の改正を行うため。

石岡市手数料条例の一部を改正する条例

石岡市手数料条例（平成17年石岡市条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

戸籍の謄本又は抄本の交付手数料	1通	450
戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付手数料	1通	450
戸籍に記載した事項に関する証明手数料（証明事項1件を1件とする。）	1件	350
除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付手数料	1通	750
除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付手数料	1通	750
除かれた戸籍に記載した事項に関する証明手数料（証明事項1件を1件とする。）	1件	450
届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類に記載した事項の証明手数料	1通	350
上質紙を用いた婚姻，離婚，養子縁組，養子離縁又は認知の届出の受理の証明書の交付手数料	1通	1,400
戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類の閲覧手数料（書類1件を1件とする。）	1件	350

を

」

「

戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付手数料	1通	450
戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料（証明事項1件を1件とする。）	1件	350
戸籍証明書の広域交付に関する交付手数料	1通	450
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行	1件	400

に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)に関する手数料(戸籍電子証明書提供用識別符号1件を1件とする。)		
除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の交付手数料	1通	750
除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料(証明事項1件を1件とする。)	1件	450
除籍証明書の広域交付に関する交付手数料	1通	750
除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。))により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)に関する手数料(除籍電子証明書提供用識別符号1件を1件とする。)	1件	700
届出若しくは申請の受理の証明書、戸籍法(昭和22年法律第224号)第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付手数料	1通	350
上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理の証明書の交付手数料	1通	1,400
戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧に関する手数料(書類又は届書等情報の内容を表示したものを1件を1件とする。)	1件	350

に

改める。

附 則

」

この条例は、令和6年3月1日から施行する。